

の地点	の地点から	69 度 52 分	14.0	メートルの地点
の地点	の地点から	57 度 38 分	8.0	メートルの地点
の地点	の地点から	46 度 09 分	15.9	メートルの地点
の地点	の地点から	29 度 12 分	8.4	メートルの地点
の地点	の地点から	28 度 30 分	28.6	メートルの地点
の地点	の地点から	30 度 06 分	30.4	メートルの地点
の地点	の地点から	29 度 18 分	20.6	メートルの地点
の地点	の地点から	22 度 57 分	15.6	メートルの地点
の地点	の地点から	60 度 36 分	11.3	メートルの地点
の地点	の地点から	122 度 37 分	5.2	メートルの地点
の地点	の地点から	59 度 00 分	17.3	メートルの地点
の地点	の地点から	70 度 17 分	24.3	メートルの地点
21 の地点	の地点から	167 度 01 分	39.7	メートルの地点
22 の地点	21 の地点から	246 度 16 分	21.5	メートルの地点
23 の地点	22 の地点から	220 度 53 分	27.9	メートルの地点
24 の地点	23 の地点から	205 度 59 分	69.4	メートルの地点
25 の地点	24 の地点から	227 度 38 分	51.4	メートルの地点
26 の地点	25 の地点から	254 度 41 分	54.7	メートルの地点

(3 工区)

次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線と の地点と の地点とを結んだ線に囲まれた区域

の地点 八代港防波堤灯台(北緯 32 度 36 分 53 秒、東経 130 度 32 分 58 秒)から 77 度 40 分 7,457.7 メートルの地点

の地点	の地点から	349 度 38 分	49.2	メートルの地点
の地点	の地点から	96 度 06 分	38.9	メートルの地点
の地点	の地点から	102 度 24 分	33.9	メートルの地点
の地点	の地点から	110 度 52 分	51.1	メートルの地点
の地点	の地点から	115 度 45 分	34.2	メートルの地点
の地点	の地点から	114 度 08 分	28.1	メートルの地点
の地点	の地点から	104 度 49 分	21.4	メートルの地点
の地点	の地点から	90 度 59 分	21.2	メートルの地点
の地点	の地点から	85 度 07 分	10.7	メートルの地点
の地点	の地点から	67 度 44 分	10.9	メートルの地点
の地点	の地点から	47 度 17 分	6.9	メートルの地点
の地点	の地点から	75 度 09 分	8.9	メートルの地点
の地点	の地点から	175 度 00 分	50.6	メートルの地点
の地点	の地点から	267 度 13 分	55.1	メートルの地点
の地点	の地点から	274 度 46 分	20.7	メートルの地点
の地点	の地点から	285 度 41 分	26.4	メートルの地点
の地点	の地点から	294 度 49 分	104.0	メートルの地点
の地点	の地点から	277 度 18 分	23.7	メートルの地点

(4 工区)

次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線と の地点と の地点とを結んだ線に囲まれた区域

の地点 八代港防波堤灯台(北緯 32 度 36 分 53 秒、東経 130 度 32 分 58 秒)から 77 度 24 分 8,757.6 メートルの地点

の地点	の地点から	332 度 25 分	37.6	メートルの地点
の地点	の地点から	67 度 49 分	13.1	メートルの地点
の地点	の地点から	64 度 43 分	9.5	メートルの地点
の地点	の地点から	57 度 27 分	24.1	メートルの地点
の地点	の地点から	53 度 14 分	15.0	メートルの地点
の地点	の地点から	45 度 12 分	16.0	メートルの地点
の地点	の地点から	21 度 12 分	17.9	メートルの地点
の地点	の地点から	40 度 25 分	20.5	メートルの地点
の地点	の地点から	102 度 10 分	2.7	メートルの地点
の地点	の地点から	59 度 58 分	5.2	メートルの地点
の地点	の地点から	28 度 01 分	44.1	メートルの地点
の地点	の地点から	103 度 10 分	6.2	メートルの地点
の地点	の地点から	38 度 54 分	38.3	メートルの地点
の地点	の地点から	135 度 59 分	42.0	メートルの地点
の地点	の地点から	217 度 42 分	123.4	メートルの地点
の地点	の地点から	228 度 03 分	28.8	メートルの地点
の地点	の地点から	237 度 00 分	32.9	メートルの地点

(3) 面積

(1 工区及び 2 工区) 15,195.44 平方メートル

(3 工区) 11,184.09 平方メートル

(4 工区) 8,827.54 平方メートル

(合計) 35,207.07 平方メートル

5 埋立地の用途
道路用地

公 告

熊本県公告第 773 号
 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 13 条第 10 項の規定に基づく平成 14 年度
 熊本県保育士試験の全科目合格者は、次のとおりである。
 平成 14 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号
3	67	127	219
6	68	128	220
9	72	130	228
12	75	144	264
13	80	145	270
15	86	153	274
18	91	158	276
19	93	161	278
23	104	176	304
25	105	178	310
39	112	187	351
40	114	192	355
41	116	196	360
47	120	201	371
53	126	218	385
62			

（備考）平成 12 年度及び平成 13 年度において本県又は他の都道府県で合格した試験科目
 と合わせて全科目合格となる者を含む。

熊本県公告第 774 号
 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同
 法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
 平成 14 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 荒尾市平山字八反田 2215 番 1、同 2215 番 4、同 2215 番 5、同 2215 番 6、同 2215 番 8、
 同 2216 番 7、同 2216 番 8、同 2216 番 9、同 2217 番 3 及び同 2218 番 5
 1,189.77 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 荒尾市野原 817 番 6
 荒木 浩三

熊本県公告第 775 号
 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があっ
 たので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付
 資料を縦覧に供する。
 平成 14 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 黒潮市場 益城店
 上益城郡益城町惣領 1415
- 2 変更した事項
 （1）大規模小売店舗の名称
 変更前 壽屋 益城店

- 変更後 黒潮市場 益城店
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
 変更前 (株)寿屋
 変更後 (株)黒潮市場、ホロニック・コラボ(株)
- 3 変更の年月日
 平成14年9月21日
- 4 変更する理由
 (株)寿屋の閉店に伴う小売業社の入替え。
- 5 届出年月日
 平成14年9月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局振興調整室
 平成14年10月16日から平成15年2月15日まで

熊本県公告第776号

熊本市馬場楠堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
 平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	上 村 敏 幸	菊池郡菊陽町大字馬場楠 517
"	矢 野 康 治	菊池郡菊陽町大字辛川 1134
"	實 取 修	菊池郡菊陽町大字辛川 1841
"	宇 野 精 次	熊本市鹿帰瀬町 737-3
"	永 坂 元二郎	熊本市弓削町 554-1
"	藤 田 武 文	熊本市石原町 377
"	村 上 正 美	熊本市中江町 34-1
"	田 上 健 新	熊本市吉原町 62
"	石 坂 久 夫	熊本市上南部町 831
"	古 谷 澄 男	熊本市上南部町 284
監 事	西 岡 孝 義	菊池郡菊陽町大字曲手 242
"	瀬 上 謙 也	熊本市鹿帰瀬町 626
"	今 村 通 明	熊本市下南部二丁目 12-10

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	西 村 清 喜	菊池郡菊陽町大字馬場楠 412
"	西 岡 孝 義	菊池郡菊陽町大字曲手 242
"	實 取 修	菊池郡菊陽町大字辛川 1841
"	榊 田 博 義	熊本市鹿帰瀬町 319
"	西 村 清 孝	熊本市弓削町 628
"	光 澤 數 範	熊本市弓削町 856
"	古 閑 土 昭	熊本市石原町 627
"	林 田 真寿夫	熊本市吉原町 268
"	石 坂 久 夫	熊本市上南部四丁目 9-33
"	古 谷 澄 男	熊本市上南部一丁目 14-18
監 事	矢 野 康 治	菊池郡菊陽町大字辛川 1134
"	村 上 正 美	熊本市中江町 34-1
"	今 村 通 明	熊本市下南部二丁目 12-10

熊本県公告第 777 号

人吉市田代土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	板 橋 正 治	人吉市上田代町 1020
"	山 口 重 康	人吉市上田代町 921
"	蓑 田 稔	人吉市上田代町 1006
"	松 永 進	人吉市上田代町 2172-2
"	尾 方 崇	人吉市上田代町 927
"	桑 原 健 治	人吉市下田代町 1322
"	平 生 義 典	人吉市下田代町 1520-10
"	中 村 澄 治	人吉市下田代町 1105
"	藤 崎 勝 昭	人吉市下田代町 713-2
"	坂 本 重 喜	人吉市下田代町 1116-1
"	古 賀 良 卓	人吉市下田代町 1299
"	大 石 萬	球磨郡錦町大字西 1798-2
"	宮 川 勝	球磨郡錦町大字西 1761
"	山 本 秀 男	球磨郡錦町大字西 2280-24
"	松 岡 俊 一	球磨郡錦町大字西 1912-23
監 事	藤 山 正 司	人吉市上田代町 901-2
"	井 上 重 徳	人吉市下田代町 699-1
"	前 田 君 晴	球磨郡錦町大字西 1880-6

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	蓑 田 稔	人吉市上田代町 1006
"	山 口 重 康	人吉市上田代町 921
"	守 屋 初 義	人吉市上田代町 1028-2
"	松 永 進	人吉市上田代町 2172-2
"	尾 方 崇	人吉市上田代町 927
"	赤 池 清 男	人吉市下田代町 1115
"	中 村 明 石	人吉市下田代町 1106-1
"	山 口 金 吾	人吉市下田代町 1315-1
"	藤 崎 勝 昭	人吉市下田代町 713-2
"	平 生 義 典	人吉市下田代町 1520-10
"	桑 原 建 治	人吉市下田代町 1322
"	大 石 萬	球磨郡錦町大字西 1798-2
"	宮 川 勝	球磨郡錦町大字西 1761
"	山 本 秀 男	球磨郡錦町大字西 2280-24
"	松 岡 俊 一	球磨郡錦町大字西 1912-23
監 事	那 須 袈 義	人吉市上田代町 915
"	井 上 重 徳	人吉市下田代町 699-1
"	下 山 貞 則	球磨郡錦町大字西 1760-1

熊本県公告第 778 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成14年10月4日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
松本建設株式会社
下益城郡城南町隈庄505-3
代表取締役 松本 英嗣
熊本県知事許可（般特-11）第8404号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの。
(2) 期間
平成14年10月18日から平成14年11月1日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実
松本建設株式会社は、平成11年9月30日、平成12年9月30日、平成13年9月30日及び平成14年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。
また、これらの虚偽申請による経営事項審査の結果に基づいて競争入札参加資格審査申請を行った。
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負工事に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第779号

県営住吉地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成14年10月17日から
平成14年11月14日まで
- 2 縦覧の場所 宇土市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第780号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定により建築協定を次のとおり認可した。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 認可を受けた者の名称
宮原町
- 2 協定の名称 有佐駅前団地分譲地建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番 八代郡宮原町大字宮原村字久保243番2、同243番3、同243番4、同243番6、同243番7、同243番8、同243番16、同243番17、同243番19、同243番20、同243番21、同243番22、同大字有佐字宮前209番1及び同209番5
- 4 協定区域の面積 3,245.77平方メートル
- 5 認可年月日 平成14年10月7日

登載依頼

熊本県総合計画推進委員会公告第1号

熊本県総合計画推進委員会及び同政策評価部会合同会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成14年10月16日

熊本県総合計画推進委員会 座長 江 口 吾 朗

- 1 開催日時
平成14年11月5日
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所

熊本市東町四丁目10番1号
グランド肥後 2階「朝日の間」

3 内容

- (1) 平成14年度政策評価について
- (2) 21世紀への挑戦プロジェクトの進捗状況について
- (3) 地域計画の進捗状況について

4 傍聴人の定員

20人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室してください。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県総合計画推進委員会事務局（熊本県企画振興部企画課企画班）

（電話 096-383-1111 内線 3536）

芦北地域保健医療推進協議会公告第1号

芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成14年10月16日

芦北地域保健医療推進協議会

1 開催日時

平成14年10月28日（月）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号

水俣保健所 2階会議室

3 議題

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 第4次芦北地域保健医療計画案について
- (3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号

芦北地域保健医療推進協議会事務局

（熊本県水俣保健所総務企画課）

（電話 0966-63-4104）

熊本県海面利用協議会公告第1号

熊本県海面利用協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の手続きは次のとおり。

平成14年10月16日

熊本県海面利用協議会会長 藤 森 常 生

1 開催日時

平成14年10月29日（火）午後1時30分

2 開催場所

熊本市水前寺公園 28-51

熊本テルサ2階 リハーサル室

3 議題

- (1) 栽培漁業における受益者負担について
- (2) マダイ・ガザミの委員会指示について
- (3) その他

4 傍聴の定員

10名

4 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議予定時刻までに、当該会議室の会場において、協議会の会長の許可を受けただうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県海面利用協議会(熊本県林務水産部漁政課漁業調整係)
(電話 096-383-1111 内線 5680)